

パックス（連帯市民協約）は 日本において少子化対策になりえるのか？

田和真希（武庫川女子大学非常勤講師）

先進国の中で出生率の高いフランス

先進国諸国が少子化で悩む中、フランスは合計特殊出生率が 2.0（2010 年）と、日本の 1.4、EU の平均値約 1.5 と比べても高い。今やフランスは先進国の中では、合計特殊出生率 1.98 のスウェーデンと並んで少子化対策のお手本となる国となった。

先進国で出生率の高い国の特徴とされるのは、婚外子率の高さである。スウェーデンにおいては 54.7%、フランスにおいては 52.6% と、ともに 5 割を超える（2008 年）。この両国が違うのは、スウェーデンでは婚外子は 1980 年の 39.7% から 15% の増加にとどまっているが、フランスにおいては 1980 年の 11.4% から 5 倍にも増加したことである。この増加に一役買ったのがパックス（連帯市民協約）と言われている。

パックスとは、事実婚や同性愛のカップルに対し、税控除や社会保障などについて結婚に準ずる権利を与える。パックス婚は貞操の義務もなく、双方の合意がなくても片方の意思だけで解消できる。子どもの親権も結婚した場合と同じような措置がとられ、パックス締結後 2 年たてば条件付きでパートナーには法律婚と同じ相続税や贈与税の軽減措置が認められる。2006 年には、結婚数 27 万件に対して、8 万件のパックスが結ばれた。もともとフランスでは 1972 年に嫡出子と非嫡出子の法的差別が解消されて結婚していないカップルでも子どもを持ちやすくなってはいた。パックス婚をして子どもができたなら結婚に移行するカップルも多いが、日本のように家単位の結びつきというより、法律上の立場をカップルの意思で選んでいる。

では、果たして日本においても婚外子が増えると出生数が増えるのであろうか？婚外子を持ちやすい制度・パックスが導入されれば出生数は増えるのであろうか？そこには、日仏間で様々な違いがあり、制度をそのまま導入しても効果があるとは言い難い。

効果のある少子化対策とは？

現在、仕事と家庭の両立を容易にする環境を整えることが出生率増加に貢献することは、先進国では常識である。そのために第一に短縮勤務、第二に保育環境の整備が急がれている。第一の短縮勤務については、日本では大企業で 2010 年に改正育児介護休業法が施行され、2012 年からは中小企業にも対象が広げられ、短時間勤務制度、所定外労働の制限が法律上は実現された。第二の保育環境については、日本では 2 万 6 千人（2011 年）の待機児童が認可保育園への入園を希望している。しかし、行政も保育園を整備し、企業もベビーシッター料金を補助する等の改善策を講じてきた。そもそも、フランスにおいても保育園は不足しており、3 歳未満の子どもの一割の定員しかない。それを補う保育ママ、私的に雇うベビーシッターなどの制度が整っており家族手当は充実している。しかし、正社員という身分であれば、現在日本がフランスに比べて保育環境が劣っているとは言い難い。

日本ならではの国民の意識

私は制度以上に国民の意識が、女性が仕事と家庭の両立することを妨げていると考える。

第一に、男女の役割意識である。日本においては男性の 45.9%。女性の 37.3% が「夫は外で働き妻は家庭を守る」を支持している。その結果、男性は主たる稼ぎ手の位置確保の

ため、正社員であっても非正規雇用であっても長時間労働に勤しむ。一方、女性は非正規労働に甘んじる割合がフランスに比べて多く、低賃金に留まっている。男性は長時間労働で家庭を支え、家事や育児に協力することが困難になる。二人ともフルタイムの共働きのカップルの場合でも、家事や子どもの世話にかける時間はフランスでは女性が平均1日平均3時間55分であるのに対し、男性は2時間14分であり、割合は約2対1である。一方日本においては、女性3時間50分に対して、男性36分と割合は6対1である。日本では仕事と家事の両立において、家庭内では女性の負担が圧倒的に多いのである。また、女性は結婚相手の条件に年収をあげ、叶えられず晩婚化の原因にもなっている。さらに、女性が家事や育児で手を抜くことは許されない風土があり、育児を1人で背負い家事をアウトソーシングすることにも罪悪感を感じている。男女とも従来の役割意識から外れることをした時に起こる意識のギャップに苦しむことが多いのである。

第二の「三歳児神話」は、1951年に発表されたJ・ボウルビィの「母親剥奪理論」が基になっている。同説は乳幼児期における情緒的なかわりをする「母親性」の重要性を説いたが、養育者を母親に限定するものではなかった。それが日本においては、「母」に対する強い信仰や、経済の成長期の政治や行政の方向性に影響を受けて日本風に変化して広まった。その結果、高度成長期には企業に滅私奉公してくれるサラリーマンを支えるため専業主婦の母親の子育てに期待がかけられ、「日本古来の伝統にのっとりた家族愛、中でも母性愛をもって乳幼児の世話を行う」ことが尊ばれたのである。その後、「平成10年版厚生白書—少子化を考える」で、同神話には少なくとも合理的な根拠は認められないと否定されたが、3歳未満の子どもを預けて働く母親の多くは罪悪感をもっている。フランスでは、母親より育児のプロである保育士に預ける方

が良いと母親は考え、育児中の母親も子どもとの適度な距離は必要であり、父親、祖父母、親戚、外部の力を借りて、肩の力を抜いて育児を楽しんでいる。日本でも、母への過剰な期待が薄れ、過度の母子密着が防げたら、虐待も防ぐことができるであろう。

第三に、日本では結婚の中でしか子どもを産んではいけないという強迫観念の強い国であり、婚外子が2.1%と先進国のなかではずば抜けて少ない。その背景に、非嫡出子は嫡出子に比べ、税制、社会保障、遺産相続において同等の権利が与えられてはいないという現実がある。

第四に、日本の結婚主義の土台はまず、今なお強く残る家制度からもたらされているという意識である。このような結婚の意識は、そのまま事実婚への偏見、非嫡出子差別などの問題にも繋がっている。

多様なカップルを許容する制度の必要性

世界的に結婚に頼らない子どもの数は増加しつつある。その背景には、社会的な制約に縛られずに個人として生きたい若者の存在がある。日本にもこの個人化の流れはあるが、私は、フランス版パックスが日本の少子化対策にはならないと考える。両国では恋愛や結婚に対する価値観や現状が違い、結婚の代替や同性カップルの保護であったフランスの利用目的も日本では違ってくると考えられるからである。現段階の日本では、同性カップルを制度利用の対象範囲とするケースはごく稀であろう。現時点では、日本に合わせて事実婚や非嫡出子に対して結婚とほぼ同等の権利を与えた、新しいカップル保護の形を導入すべきであると考ええる。そうすることで、母子・父子家庭、離別家庭、再婚カップルの家庭、同性のカップル、事実婚の家庭、別姓を望むカップルなどが生きやすくなり、日本で様々な方面で影響を与えている意識形成に変化をもたらし、多様性を認めるようになるであろう。その結果、はじめて日本版パックスは少子化対策にもなりうるかと私は考える。